政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五二、四〇〇人」を「五二、四二〇人」に改め、同表財務省の項中「七一、〇三五人」を「七一、〇四九人」に改め、同表合計の項中「二九六、五四四人」を「二九六、五四四人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表法務省の項中「五二、四六四人」を「五二、四八四人」に、「五二、四一四人」を「五二、四三四人」に改め、同表財務省の項中「七一、一一一人」を「七一、一二五人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十八号を第百三十三号とし、第八十六号から第百二十七号までを五号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十　ニボルマブ及びその製剤

別表第二中第八十四号を第八十八号とし、第六十五号から第八十三号までを四号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　（二Ｒ・三Ｓ）―三―（一・一―ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロパン酸　（一Ｓ・二Ｓ・三Ｒ・四Ｓ・五Ｒ・七Ｓ・八Ｓ・一〇Ｒ・一三Ｓ）―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオキシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―ジメトキシ―九―オキソタキス―一一―エン―一三―イル（別名カバジタキセル）及びその製剤

別表第二中第六十三号を第六十六号とし、第五十三号から第六十二号までを三号ずつ繰り下げ、第五十二号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五　（三Ｒ）―三―シクロペンチル―三―［四―（七Ｈ―ピロロ［二・三―ｄ］ピリミジン―四―イル）―一Ｈ―ピラゾール―一―イル］プロパンニトリル（別名ルキソリチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

別表第二中第五十一号を第五十三号とし、第四十五号から第五十号までを二号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六　酢酸一七―（ピリジン―三―イル）アンドロスタ―五・一六―ジエン―三ベータ―イル（別名アビラテロン酢酸エステル）及びその製剤

別表第二中第四十三号を第四十四号とし、第二十八号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　九―エチル―六・六―ジメチル―八―［四―（モルホリン―四―イル）ピペリジン―一―イル］―一一―オキソ―六・一一―ジヒドロ―五Ｈ―ベンゾ［ｂ］カルバゾール―三―カルボニトリル（別名アレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第五十号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十三条第一項第八号等の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

第三十五条第一項第二十号中「をいう」の下に「。第三十号及び第三十一号において同じ」を加え、同項第二十四号中「の決議又は」を「又は」に、「自己の」を「その」に改め、同号の次に次の三号を加える。

二十四の二　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第十八号の三において同じ。）を取得しようとする場合